

令和7年度以降における自治活動交付金の見直しについて

01 経緯

近年の少子高齢化の進展に伴い、自治活動交付金の算定基礎としている「高齢者割」の配分額が令和2年度以降から交付金全体の50%を超える状況となっており、配分割合のバランスが崩れることにより、本来、協働福利事業や市政協力業務に充てられる「自治活動交付金の交付目的との整合性」が図られなくなることに加え、今後、益々進展する高齢化の影響による財政負担の増加が懸念される点が課題となっている。

02 見直しにかかる協議等

自治活動交付金の見直しにあっては、各町内会長へのアンケート調査や市民意識調査に加え、単位町内会及び町内会連合会との意見交換を通じ、町内会への支援の在り方について将来的な財政負担を踏まえつつ町内会活動の活性化につながるよう制度の改正について複数年にわたり継続的な協議、意見交換の機会を設けたうえ、令和6年度において改めて恵庭市理事者と町内会長との懇談会や恵庭市町内会連合会役員会等の中で情報提供、意見交換を行い自治活動交付金の見直しについて理解を得た。

03 自治活動交付金見直しの要旨・内容

町内会は、子どもから高齢者までその地域に住むすべての人々にとって暮らしやすいまちづくりために活動している団体であることから、高齢者数や役員数によって交付金が決まるのではなく、町内会区域内の世帯数や加入世帯数に応じた算定基礎となるよう「高齢者割」及び「傷害保険料助成」を廃止し、加入世帯数割を新設することによって、町内会にとってインセンティブとなる仕組みとし、町内会活動の活性化を図る(制度改正イメージ図のとおり)。

【制度改正イメージ図】

現行制度		改正制度	
均等割	1町内会あたり 48,000円	均等割	1町内会あたり 48,000円
世帯数割	1世帯あたり 250円	区域世帯数割 (広域配布世帯数)	1世帯あたり 250円
高齢者割	75歳以上の高齢者 1人あたり 1,235円	加入世帯数割 (町内会加入世帯数)	1加入世帯あたり 750円
傷害保険料助成	役員1人あたり 200円		

04 今後の流れ

